

# 第2次有田町DV被害者支援基本計画

平成29年3月

有田町

# 目 次

## 第1章 基本計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	69
2. 計画の位置づけ	69
3. 計画の期間	70
4. 計画策定の基本的な視点	70
5. 計画の体系	71

## 第2章 計画の内容

・基本目標1 被害者の安全・安心に配慮した支援体制づくり	73
重点項目(1) 県・市町村及び関係機関・団体との連携強化	73
重点項目(2) 二次被害を起こさない支援体制の強化	74
重点項目(3) 窓口における加害者対応・秘密保持	75
・基本目標2 DV被害の通報及び被害者の相談から保護・自立に おける一貫かつ継続した支援体制づくり	76
重点項目(1) DV被害者の発見・通報体制の整備・充実	76
重点項目(2) 相談体制の充実	78
重点項目(3) 自立支援体制の整備・充実	78
重点項目(4) 子どもへの支援体制の整備・充実	80
重点項目(5) 高齢者や障害者への支援体制の整備	81
・基本目標3 啓発・教育による暴力を許さない社会づくり	82
重点項目(1) 啓発の推進	82
重点項目(2) DV未然防止教育等の推進	83

## 付属資料

1. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	85
2. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の 保護等のための施策に関する基本的な方針(概要)	96

# 第1章 計画策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

DV（ドメスティック・バイオレンス）は犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。また、外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向があります。このため、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。

被害者は多くの場合女性であり、配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の妨げになっています。

国においては、このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るために、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）を平成13年4月に制定しました。

その後、平成16年12月に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成16年6月2日法律第64号）が施行され、DVの定義の拡大、保護命令制度の拡充、国における基本方針の策定及び都道府県における基本的な計画の策定などの内容が規定されました。

平成20年1月には、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第113号）が施行され、市町村においても基本計画の策定に努めることとされました。これを受け、本町においても佐賀県のDV被害者支援基本計画に基づき、平成24年3月に「有田町DV被害者支援基本計画」（第1次計画）を策定しました。

平成26年1月には、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力及び被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて法の適用対象とすることを内容とする配偶者からの防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成25年7月3日法律第72号）が施行されました。

また、第1次計画が計画期間満了を迎えることから、新たに本町におけるDVの現状や課題を踏まえ、「有田町DV被害者支援基本計画」を改定することと致しました（第2次計画）。

今後、この計画に基づき、県や関係機関等との連携強化を図りながら、施策の推進と実行に努め、男女間のあらゆる暴力を許さない、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

## 2. 計画の位置づけ

- (1) この計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。）第2条の3第3項の規定に基づく基本計画です。
- (2) この計画は、DV防止法第2条の2第1項に基づき国が定める「配偶

者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」に即し、かつ同法第2条の3第1項に基づく「佐賀県DV被害者支援基本計画」に準拠して策定しました。

### 3. 計画の期間

この計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。ただし、DV防止法や基本方針が改正されるなどにより、この計画に新たに盛り込むべき事項等が生じた場合は、必要に応じ見直すこととします。

### 4. 計画策定の基本的な視点

- (1) DVの防止及び被害者の支援は、国、地方公共団体の責務です。
- (2) DVは犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であることから、この計画は被害者支援に重点を置き構成します。
- (3) 被害者は、国籍、年齢、障害の有無に関わらず支援を受ける権利があります。
- (4) 被害者は、自らの意思に基づき、安全・安心な生活を営む権利があります。
- (5) DVが行われている家庭の親族、特に子どもも被害者です。
- (6) 被害者支援の施策の推進に当たっては、関係部局をはじめ、関係機関及び民間団体等が相互連携・協働して取り組みます。
- (7) 被害者が本来持っている力を信頼しつつ、被害者の意思を尊重した支援が必要です。



## 5. 計画の体系

基本目標	重点項目	具体的施策
1. 被害者の安全・ 安心に配慮した 支援体制づくり	(1) 県・市町村及び関係機 関・団体との連携強化	ア 県配偶者暴力相談支援センター等 との連携 イ 保健福祉事務所との連携 ウ 学校、保育所等におけるDV対策の 整備推進 エ 関係機関における被害者支援の理 解と協力 オ 他市町村との連携
	(2) 二次被害を起こさない支 援体制の強化	ア 関係機関の統一した対応体制の整 備 イ 庁舎内の連携
	(3) 窓口における加害者対 応・秘密保持	ア 窓口における加害者対応の整備及 び秘密保持 イ 諸手続きにおける情報管理の徹底
2. DV被害の通報 及び被害者の相 談から保護・自 立における一貫 かつ継続した支 援体制づくり	(1) DV被害の発見・通報体 制の整備・充実	ア 学校・保育所等での発見及び通報 イ 医療関係者等による通報等の協力 ウ 民生委員児童委員・介護支援専門員 等による通報等の協力 エ 町民への啓発及び周知
	(2) 相談体制の充実	ア 女性総合相談窓口の充実 イ 広報誌等による相談機関の情報提 供
	(3) 自立支援体制の整備・充 実	ア 自立支援のための連携 イ 継続的な支援体制の整備 ウ 被害者の心のケア エ 町営住宅へのDV被害者の優先入 居
	(4) 子どもへの支援体制の整 備・充実	ア 妊産婦や乳幼児への支援体制の整 備 イ 子どもの就学・保育等の受入体制の 整備 ウ 子どものからだと心への支援の充 実
	(5) 高齢者や障害者への支援 体制の整備	ア 関係機関と連携した支援体制の整 備 イ 高齢者や障害者の特性に配慮した 支援及び情報提供
3. 啓発・教育によ る暴力を許さな い社会づくり	(1) 啓発の推進	ア 広報等による啓発の推進
	(2) DV未然防止教育等の推 進	ア 若い世代に対するDV未然防止教 育の推進 イ DV未然防止に関する学習機会の 提供 ウ 町職員に対する意識啓発の実施

## 第2章 計画の内容

### ○基本目標 1

被害者の安全・安心に配慮した支援体制づくり ・ 73

### ○基本目標 2

DV被害の通報及び被害者の相談から保護・自立に  
おける一貫かつ継続した支援体制づくり ・ ・ ・ ・ 75

### ○基本目標 3

啓発・教育による暴力を許さない社会づくり ・ ・ 79

### 第2章の構成について

第2章は、3つの**基本目標**とそれ毎に**重点項目**を掲げ、それを実現する**具体的施策**と実施する行政の**担当部署**で構成しています。

## 基本目標 1 被害者の安全・安心に配慮した支援体制づくり

被害者の安全と安心は、被害者支援の要です。

被害者が安全に相談や様々な支援を受けることができ、自らの意思が尊重された生活を送られるよう関係機関が連携し、それぞれの役割に応じた責務を果たす必要があります。

### 重点項目（1）県・市町村及び関係機関・団体との連携強化

被害者の支援は、幅広い分野にわたるため、一つの機関だけで対応することは困難であり、関係機関がそれぞれの役割を果たしつつ、連携を強化していかなければなりません。

そのためには、関係機関の役割を明確にし、被害者支援の重要性についての認識を共有し、情報交換から具体的事案に即した協議に至るまで、様々な形での連携について整備を図る必要があります。

具体的施策	担当部署
<p><b>ア 県配偶者暴力相談支援センター等との連携</b></p> <p>①県が設置している配偶者暴力相談支援センター（佐賀県婦人相談所、佐賀県男女共同参画センター）及び佐賀県DV総合対策センターと連携を図りながら、相談から一時保護、自立までの切れ目のない支援を行います。</p> <p>②処遇困難な事案への対応については、県の助言等を受けながら支援を行います。</p>	健康福祉課
<p><b>イ 保健福祉事務所との連携</b></p> <p>①DV対策を始め、児童虐待対策や高齢者虐待対策等が円滑に進むように協働して対応します。</p> <p>②生活保護の支援を伴うケースについては町が窓口となり、調整を図ります。</p>	健康福祉課
<p><b>ウ 学校、保育所等におけるDV対策の整備推進</b></p> <p>①学校、保育所等が子どもを通してDVを発見した場合の連絡・通報やこどもの保護命令が発せられた場合に適切な対応ができるよう、関係者への研修等を通じて連携の強化を</p>	住民環境課 学校教育課

<p>図ります。</p> <p><b>エ 関係機関における被害者支援の理解と協力</b></p> <p>①DV被害者を支援するために、警察や裁判所、弁護士並びに日本司法支援センター（法テラス佐賀）、医療機関等の幅広い関係機関に協力を求めています。</p> <p><b>オ 他市町村との連携</b></p> <p>①被害者が他の市町村より転入したり、他市町村への転出を希望した場合には、被害者の転出入が円滑に行われるよう他市町村との連携に努めます。</p>	<p>健康福祉課</p> <p>健康福祉課 住民環境課 学校教育課</p>
---	---

## 重点項目（２） 二次被害を起こさない支援体制の強化

DV被害者支援の現場において職務関係者の不適切な言動によって被害者が再び傷ついてしまうこと（二次被害）が起きています。この不適切な言動は、被害者が支援機関に対して不信感を抱き、暴力による被害の解決が阻まれることにつながりかねません。このようなことが起きないように、対応体制の整備が求められています。

具体的施策	担当部署
<p><b>ア 関係機関の統一した対応体制の整備</b></p> <p>①担当者や関係部署がDVの基礎知識や被害者への対応、関係機関の役割等を十分に理解し、二次被害を防止できるような県の「DV被害者支援マニュアル」を活用します。</p> <p>②「佐賀県DV相談共通シート」等の活用により情報を共有化する事で被害者の負担を軽減し、二次被害を起こさないように努めます。</p> <p><b>イ 庁舎内の連携</b></p> <p>①被害者に関係のある部署の担当者と連絡をとり、情報交換や二次被害の防止を図ります。</p>	<p>健康福祉課</p> <p>健康福祉課</p>



### 重点項目（3） 窓口における加害者対応・秘密保持

DV加害者は様々な手段を使って、被害者の行方を捜そうとします。各機関の相談窓口を訪れて、困惑した表情で被害者の行方を尋ねたり、警察に行方不明の捜索願いを出すなど、聞き出し方が非常に巧妙な場合があります。

いずれの機関でも、被害者の情報管理には特に配慮をしていますが、特に、加害者が手掛かりを求める端緒とすることが多いのは、市町村の窓口です。被害者についての情報はもちろんのこと支援者の氏名等が加害者に知られないよう秘密保持の徹底に努めます。

具体的施策	担当部署
<p><b>ア 窓口における加害者対応の整備及び秘密保持</b></p> <p>①加害者が被害者を探して、町を訪問した場合に備えて、警察に迅速に通報できるように体制の整備を図ります。</p> <p>②被害者についての情報はもちろんのこと支援に関する情報が加害者に知られないよう、秘密保持の徹底に努めます。</p>	健康福祉課 住民環境課
<p><b>イ 諸手続きにおける情報管理の徹底</b></p> <p>①DV被害者の住所や各種福祉制度の取り扱い、各種証明書交付等について関係窓口と連携を取り合って被害者の情報が加害者に漏れないよう、厳格な情報管理体制の整備を図ります。</p> <p>②住民基本台帳事務における閲覧制限などの支援措置が遺漏なく行われ、その他の諸手続きにおいて発生する被害者の住所変更や納付書の送付先等が、加害者に漏れないよう情報管理の徹底に努めます。</p>	健康福祉課 住民環境課

## 基本目標 2 DV被害の通報及び被害者の相談から保護・自立における一貫

平成28年7月に実施した町民アンケートによる意識調査において、『DVを経験したり身近で見聞きしたことがありますか』の問いには、暴力を受けたことがあると回答した人が女性で10.7%（17人）（15.9%（37人））、以下、（ ）内は前回アンケート結果、男性で1.6%（2人）（2.7%（4人））ありました。また、暴力を受けたことがあると回答した人のうち、『そのことを誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか』の問いには、女性で4人（23.5%）、男性で1人（50.0%）が『どこ（誰）にも相談しなかった』と回答しました。さらに、『どこ（誰）にも相談しなかったとした人のうち、相談しなかったのはなぜですか』の問いには、『自分にも悪いところがあると思ったから』や『自分さえ我慢すれば、何とかこのままやっていけると思ったから』との答えがありました。前回（5年前）のアンケートに比べてDV被害を受けたり、見聞きしたことがある人の率は下がっているようにもみえますが、DV被害を受けても誰にも相談をしない人が潜在的におり、その実態が見えていない状況です。

また、被害者支援においては、加害者からの暴力支配による恐怖心や心理コントロールによる無力感、女性の経済的自立が困難であることに加え、家族が抱える問題等により、支援の見通しを立てることは簡単なことではありません。夫の元から逃れても結局、もとに戻る場合があり、支援が途切れてしまう可能性があります。

関係機関は、DV被害の特徴を十分に理解し、DV被害の早期発見から被害者の自立まで、相互にきめ細やかな連携により、被害者への支援が分断されないよう、また、被害者の意思と選択が尊重されるような一貫かつ継続した支援を行う必要があります。

### 重点項目（1） DV被害者の発見・通報体制の整備・充実

DVは家庭内で起こるために被害が潜在しやすく、しかも加害者には罪の意識が薄いという傾向があります。被害を深刻化させないためには、早期の発見と支援が効果的です。

DV防止法では、被害者を発見した者は、その旨を県の配偶者暴力相談支援センターや警察に通報するよう努めなければならないと定められています。

しかしながら、通報には被害者の意思の確認が必要など、児童虐待にあるような通報義務がないためになかなか支援が進まないのが現状です。

DVの発見・通報には、職務関係者のみならず、学校で子どもの様子がわかる教職員、高齢者と接する機会のある介護支援専門員、地域の民生委員児童委員等、さまざまな立場の人への周知が必要です。

具体的施策	担当部署
<p><b>ア 学校・保育所等での発見及び通報</b></p> <p>①学校や保育所等は、子どもの虐待の発見と同時にDV被害に気づくこともあることから、通報先や被害者への相談窓口等の適切な情報提供等を行います。</p>	<p>健康福祉課 住民環境課 学校教育課</p>
<p><b>イ 医療関係者による通報等の協力</b></p> <p>①医療機関関係者に対し、被害者が受診した場合の通報の協力を求め、相談窓口に関する情報提供等を行います。</p>	<p>健康福祉課</p>
<p><b>ウ 民生委員児童委員・介護支援専門員等による通報等の協力</b></p> <p>①居宅の訪問や相談援助を行う中で被害に気付いた場合は、被害者の意思を尊重しながら担当者や地域包括支援センター等へ相談するように協力を求めます。</p>	<p>健康福祉課</p>
<p><b>エ 町民への啓発及び周知</b></p> <p>①町民が被害者を発見した場合には、町の担当部局、県の配偶者暴力相談支援センター又は警察に通報することや被害者に対し相談窓口などの情報提供をしていくことが重要であるため、町のさまざまな広報媒体を活用して幅広く啓発に努めます。</p>	<p>健康福祉課</p>

## 重点項目（２） 相談体制の充実

DVにより、被害者は孤立し、利用できる支援等に関する情報を入手できない場合や、被害者自身に、自ら受けている暴力が重大な人権侵害であるという認識がないために、相談に至らない場合もあります。また、居住する市町村の窓口には相談しにくいという被害者の声もあります。

また、町民アンケートによる意識調査において『DVを防止するためにはどのような事が必要だと思いますか？』の問いで、被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やす』が、女性 71.1% (69.5%)、男性 58.9% (65.3%) で男女ともに一番多い回答でした。

DV等の暴力被害を相談しやすい体制をつくることにより被害者の潜在化を防ぐとともに、暮らしの中でのさまざまな悩み事も相談できるようにします。

具体的施策	担当部署
<b>ア 女性総合相談窓口の充実</b> ①女性総合相談員によるDVや暮らしの中で抱える様々な悩みに応じた相談を行い、適切な情報の提供や必要に応じて専門機関を紹介します。	健康福祉課
<b>イ 広報等による相談機関の情報提供</b> ①町の女性総合相談窓口の周知を図ります。 ②居住地以外でも相談できるように、県の配偶者暴力相談支援センターや保健福祉事務所等、町外の相談窓口も幅広く紹介します。	健康福祉課

## 重点項目（３） 自立支援体制の整備・充実

被害者が自立して生活しようとする際は、就業機会の確保、住宅や生活費の確保、子どもの就学の問題等、複数の課題を同時に抱えており、その課題解決に関わる関係機関は多岐に渡ります。このため、これらの機関が、情報を提供しながら連携を図って被害者の自立を支援することが重要になります。

DV被害からの回復や生活再建には、長い時間がかかります。加害者からの暴力支配による恐怖心や心理コントロールによる無力感、女性の経済的自立が困難であることに加え、家族の抱える問題などにより、支援の見通しを立てることは簡単なことではありません。夫の元から逃げ出して結局、もとに戻ることがあり、支援が途切れてしまう可能性があります。

就労支援については、加害者からの暴力被害から逃れ、本人の社会的自立を促す意味でも重要です。厳しい雇用情勢の中で就労先を確保するためには、関係機関が連携して、就労につながるような効果的な支援を行うことが必要です。

また、経済面ばかりではなく、DVは被害者やその子どもに心理的な影響を与えます。DV被害によって精神的な病気にかかったり、子どもの問題行動が発現するなどから、自立を阻む恐れがあります。

被害者を物心両面から支え、継続した支援ができるよう、関係機関による連携体制を整備する必要があります。

具体的施策	担当部署
<p><b>ア 自立支援のための連携</b></p> <p>①県の自立支援センターや福祉制度等、様々な機関や制度の情報を提供し、自立を支援します。</p>	健康福祉課
<p><b>イ 継続的な支援体制の整備</b></p> <p>①被害者の自立に向けた継続した支援ができるよう関係機関や関係部局の連携を推進します。</p>	健康福祉課
<p><b>ウ 被害者の心のケア</b></p> <p>①DVによる心理的な影響から自立を阻害することがないよう、保健師や心理臨床の専門家等によるカウンセリング等を勧め、不安の軽減を図ります。</p>	健康福祉課
<p><b>エ 町営住宅へのDV被害者の優先入居</b></p> <p>①町営住宅へのDV被害者の優先入居を検討します。</p>	建設課

## 重点項目（４）子どもへの支援体制の整備・充実

DVが子どもに与える影響は広範囲に及びます。子どもたち自身が直接、虐待や暴力の被害を受けていることもあれば、DVを目撃して深く傷ついていることもあります。DVによって発育の遅れ、情緒不安定などの心理的症状が現れることもあります。子どもの精神的ケアには長い時間が必要であることから、早期対応と支援の充実が必要です。

具体的施策	担当部署
<p><b>ア 妊産婦や乳幼児への支援体制の整備</b></p> <p>①妊産婦の被害者や乳幼児を抱えている被害者に対して、健診や予防接種等が適切に受けられるよう、体制の整備を推進します</p>	健康福祉課
<p><b>イ 子どもの就学・保育等の受入体制の整備</b></p> <p>①教育委員会や学校、福祉部局等の子どもの就学・保育等の関係機関に対し、被害者の子どもが、円滑に就学や保育ができるように受入体制の整備を働きかけます。</p>	健康福祉課 住民環境課 学校教育課
<p><b>ウ 子どものからだと心への支援の充実</b></p> <p>①児童相談所及び要保護児童対策地域協議会や医療機関、学校や保育所などと連携して、心身のケア等に努めます。</p> <p>②児童虐待防止に関連した講演会を実施します。</p>	健康福祉課

## 重点項目（５）高齢者や障害者への支援体制の整備

高齢の被害者は、家族との関係や経済的問題等で暴力から避難することが困難になりがちです。また、障害がある被害者は、就労や生活の場の確保や移動手段、情報へのアクセス等について様々な困難を抱えています。

このようなそれぞれの事情を考慮した支援を行う必要があります。

具体的施策	担当部署
<p><b>ア 関係機関と連携した支援体制の整備</b></p> <p>①高齢者や障害者などが安心して相談や支援を受けることができるよう、それぞれの関係部局や関係機関と連携し、支援体制を整備します。</p> <p><b>イ 高齢者や障害者の特性に配慮した支援及び情報提供</b></p> <p>①高齢者のこれまでの歴史や身体状況、障害者の障害の特徴や生活習慣などを考慮し、十分に配慮しながら支援をします。</p> <p>②高齢者虐待や障害者虐待にも関わるため、高齢者福祉部局、地域包括支援センター、障害者福祉部局等の関係機関との連携を図り、対応します。</p>	<p>健康福祉課</p>         <p>健康福祉課</p>

### 基本目標 3 啓発・教育による暴力を許さない社会づくり

町民アンケートによる意識調査において、『DVについて知っていますか』の問いに、言葉も内容も知っているという回答した人が女性で 93.1% (87.1%) 男性で 87.1% (88.7%) で多数を占めました。

DVを防止するためには、町民一人ひとりがDVは身近にある重大な人権侵害であり、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を共有していくことが必要です。そのため、さまざまな機会や手段を活用して、町民への啓発を継続していく必要があります。

また、DV防止のためには、早期の啓発・教育が欠かせません。いわゆるデートDVのように、恋人同士など若者の間でもDVがおこることはさまざまな調査結果において指摘されています。若い世代が、DVについての認識を深めることは、将来的に加害者、被害者の発生防止にもつながるため、DV未然防止教育を推進することが重要です。

#### 重点項目（1） 啓発の推進

暴力の予防と根絶には、暴力を許さない社会風土を醸成する広報啓発が重要であるため、あらゆる世代への広報啓発をおこないます。

具体的施策	担当部署
<b>ア 広報等による啓発の推進</b> ① 配偶者暴力防止法の認知度を上げていきます。 ② 多くの町民がDV問題に触れることができるよう、広報やホームページ等を活用し、啓発を推進します。 ③ DV相談窓口を記載したカード等を庁舎内や町内公共施設に設置します。	健康福祉課 まちづくり課



## 重点項目（２）DV未然防止教育等の推進

学校、家庭、地域、職場などあらゆる機会にDV未然防止のための教育・啓発を行います。

具体的施策	担当部署
<b>ア 若い世代に対するDV未然防止教育の推進</b> ① 将来の被害者や加害者の発生を防止するため、中高生などの若い世代にDV未然防止のための教育を推進します。	学校教育課
<b>イ DV未然防止に関する学習機会の提供</b> ① DVや人権、男女平等に対する正しい理解を進めるため社会教育の場でのDV未然防止教育・啓発を実施します。	生涯学習課 健康福祉課
<b>ウ 町職員に対する意識啓発の実施</b> ① 被害者に対する不適切な対応によって被害者がさらに傷つくことのない適切な支援が行われるよう職員を対象とした研修会を実施し、窓口との連携体制の整備を図ります。	総務課

## 付属資料

1. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の  
保護等に関する法律・・・・・・・・・・・・・・・・ 85
  
2. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等の  
ための施策に関する基本的な方針（概要）・・ 96

# 1. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正：平成二六年四月二三日法律第二八号

## 第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

我が国においては、日本国憲法 に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

## 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。  
(婦人相談員による相談等)
- 第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。  
(婦人保護施設における保護)
- 第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

### 第三章 被害者の保護

- (配偶者からの暴力の発見者による通報等)
- 第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。  
(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)
- 第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。  
(警察官による被害の防止)
- 第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。  
(警察本部長等の援助)
- 第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、

当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

## 第四章 保護命令

(保護命令)

**第十条** 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあつては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあつては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
  - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
  - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
  - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）  
、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）  
その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

**第十一条** 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

**第十二条** 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
  - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
  - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
  - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
  - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

**第十三条** 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

**第十四条** 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

**第十五条** 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。



- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。  
（即時抗告）

**第十六条** 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

**第十七条** 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。  
（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

**第十八条** 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、

当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

**第十九条** 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

**第二十条** 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法 の準用)

**第二十一条** この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

**第二十二条** この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

**第二十三条** 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

**第二十四条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

**第二十五条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

**第二十六条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

**第二十七条** 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
  - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
  - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
  - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。  
（国の負担及び補助）
- 第二十八条** 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。
- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
  - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

## 第五章の二 補則

（この法律の準用）

**第二十八条の二** 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

## 第六章 罰則

**第二十九条** 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

**第三十条** 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

### 附 則 抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

**第二条** 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

**第三条** この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

### 附 則 （平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

**第二条** この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

**第三条** 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

**附 則 （平成一九年七月一日法律第一一三号） 抄**

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

**第二条** この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

**附 則 （平成二五年七月三日法律第七二号） 抄**

（施行期日）

**1** この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

**附 則 （平成二六年四月二三日法律第二八号） 抄**

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日
- 二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

（政令への委任）

**第十九条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

## 2. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（概要）

平成 25 年 12 月 26 日  
内閣府、国家公安委員会、  
法務省、厚生労働省告示第 1 号

### 第 1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

#### 1 基本的な考え方

配偶者からの暴力は、犯罪となる高位をも含む重大な人権侵害である。

#### 2 我が国の現状

平成 13 年 4 月、法が制定され、基本方針の策定等を内容とする平成 16 年 5 月、平成 19 年 7 月の法改正を経て、平成 25 年 6 月に生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者についても配偶者からの暴力及び被害者に準じて法の適用対象とする法改正が行われ、平成 26 年 1 月 3 日に施行された。

#### 3 基本方針並びに都道府県基本計画及び市町村基本計画

##### (1) 基本方針

基本方針は、都道府県基本計画及び市町村基本計画の指針となるべきものである。基本方針の内容についても、法と同様、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者について

##### (2) 都道府県基本計画及び市町村基本計画

基本計画は、第一線で中心となって施策に取り組む地方公共団体が策定するものである。策定に当たっては、それぞれの都道府県又は市町村の状況を踏まえた計画とするとともに、都道府県と市町村の役割分担についても、基本方針を基に、地域の実情に合った適切な役割分担となるよう、あらかじめ協議することが必要である。被害者の立場に立った切れ目のない支援のため、都道府県については、被害者の支援における中核として、一時保護等の実施、市町村への支援、職務関係者の研修等広域的な施策等、市町村については、身近な行政主体の窓口として、相談窓口の設置、緊急時における安全の確保、地域における継続的な自立支援等が基本的な役割として考えられる。

### 第 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

#### 1 配偶者暴力相談支援センター

都道府県の支援センターは、都道府県における対策の中核として、処遇の難しい事案への対応や専門的・広域的な対応が求められる業務にも注力することが望ましい。市町村の支援センターは、身近な行政主体における支援の窓口として、その性格に即した基本的な役割について、積極的に取り組むことが望ましい。また、民間団体と支援センターとが必要に応じ、機動的に連携を図りながら対応することが必要である。

#### 2 婦人相談員

婦人相談員は、被害者に関する各般の相談に応じるとともに、その態様に応じた適切な援助を行うことが必要である。

#### 3 配偶者からの暴力の発見者による通報等

##### (1) 通報

都道府県及び市町村は、被害者を発見した者は、その旨を支援センター又は警察官に通報するよう努めることの周知を図ることが必要である。医師その他の医療関係者等は、被害者を発見した場合には、守秘義務を理由にためらうことなく、

支援センター又は警察官に対して通報を行うことが必要である。

#### (2) 通報等への対応

支援センターにおいて、国民から通報を受けた場合は、通報者に対し、被害者に支援センターの利用に関する情報を教示してもらうよう協力を求めることが必要である。医療関係者から通報を受けた場合は、被害者の意思を踏まえ、当該医療機関に出向く等により状況を把握し、被害者に対して説明や助言を行うことが望ましい。警察において、配偶者からの暴力が行われていると認めた場合は、暴力の制止に当たるとともに、応急の救護を要すると認められる被害者を保護することが必要である。

### 4 被害者からの相談等

#### (1) 配偶者暴力相談支援センター

電話による相談があった場合は、その訴えに耳を傾け、適切な助言を行うこと、また、面接相談を行う場合は、その話を十分に聴いた上で、どのような援助を求めているのかを把握し、問題解決に向けて助言を行うことが必要である。

#### (2) 警察

被害者からの相談において意思決定を支援するなど、被害者の立場に立った適切な対応を行うとともに、相談に係る事案が刑罰法令に抵触すると認められる場合には、被害者の意思を踏まえ捜査を開始するほか、刑事事件として立件が困難であると認められる場合であっても、加害者に対する指導警告を行うなどの措置を講ずることが必要である。被害者から警察本部長等の援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、必要な援助を行うことが必要である。

#### (3) 人権擁護機関

支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言、婦人相談所等一時保護施設への紹介等の援助をし、暴力行為に及んだ者等に対しては、これをやめるよう、説示、啓発を行うことが必要である。

#### (4) 民間団体との連携

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間団体では、相談業務、同行支援、自立支援など大きな役割を担っている。

### 5 被害者に対する医学的又は心理学的な援助等

#### (1) 被害者に対する援助

婦人相談所において、医師、心理判定員等、支援にかかわる職員が連携して被害者に対する医学的又は心理学的な援助を行うことが必要である。また、被害者が、地域での生活を送りながら、身近な場所で相談等の援助を受けられるよう、支援センターは、カウンセリングを行うことや、専門家や民間団体等と連携し、適切な相談機関を紹介するなどの対応を採ることが必要である。

#### (2) 子どもに対する援助

児童相談所において、医学的又は心理学的な援助を必要とする子どもに対して、精神科医や児童心理司等が連携を図りながら、カウンセリング等を実施することが必要である。また、学校及び教育委員会並びに支援センターは、学校において、スクールカウンセラー等が相談に応じていること等について、適切に情報提供を行うことが必要である。

#### (3) 医療機関との連携

支援センターは、被害者本人及びその子どもを支援するに当たって、専門医学的な判断や治療を必要とする場合は、医療機関への紹介、あっせんを行うことが必要である。

### 6 被害者の緊急時における安全の確保及び一時保護等

#### (1) 緊急時における安全の確保

婦人相談所の一時保護所が離れている等の場合において、緊急に保護を求めて

きた被害者を一時保護が行われるまでの間等に適切な場所にかくまう、又は避難場所を提供すること等の緊急時における安全の確保は、身近な行政主体である市町村において、地域における社会資源を活用して積極的に実施されることが望ましい。

(2) 一時保護

一時保護は、配偶者からの暴力を避けるため緊急に保護すること等を目的に行われるものであるから、夜間、休日を問わず、一時保護の要否判断を速やかに行う体制を整えることが必要である。また、それぞれの被害者の状況等を考慮し、被害者にとって最も適当と考えられる一時保護の方法及び施設を選定することが必要である。

(3) 婦人保護施設等

婦人保護施設は、適切な職員を配置し、心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うことが必要である。母子生活支援施設は、適切な職員を配置し、子どもの保育や教育等を含め、母子について心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うとともに、退所後についても相談その他の援助を行うことが必要である。

(4) 広域的な対応

都道府県域を越えて一時保護・施設入所がなされる広域的な対応も増加しており、これら地方公共団体間の広域的な連携を円滑に実施することが必要である。

7 被害者の自立の支援

(1) 関係機関等との連絡調整等

支援センターが中心となって関係機関の協議会等を設置し、関係機関等の相互の連携体制について協議を行うとともに、各機関の担当者が参加して、具体的な事案に即して協議を行う場も継続的に設けることが望ましい。また、手続の一元化や同行支援を行うことにより、被害者の負担の軽減と、手続の円滑化を図ることが望ましい。

(2) 被害者等に係る情報の保護

支援センターは、住民基本台帳の閲覧等に関し、被害者を保護する観点から、加害者からの請求については閲覧させない等の措置が執られていることについて、情報提供等を行うことが必要である。また、住民基本台帳からの情報に基づき事務の処理を行う関係部局においては、閲覧等の制限の対象となっている被害者について、特に厳重に情報の管理を行うことが必要である。

(3) 生活の支援

福祉事務所及び母子・父子自立支援員においては、法令に基づき被害者の自立支援を行うことが必要である。福祉事務所においては、被害者が相談・申請を行う場所や、生活保護の申請を受けて、扶養義務者に対して扶養の可能性を調査する際の方法や範囲等に関し、被害者の安全確保の観点から適切に配慮することが必要である。

(4) 就業の支援

公共職業安定所や職業訓練施設においては、被害者一人一人の状況に応じたきめ細かな就業支援に積極的に取り組むことが必要である。また、子どものいる被害者については、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談等の活用についても積極的に促すことが必要である。

(5) 住宅の確保

公営住宅の事業主体において、被害者の自立支援のため、公営住宅の優先入居や目的外使用等の制度が一層活用されることが必要である。また、都道府県等においては、身元保証人が得られないことでアパート等の賃借が困難となっている被害者のための身元保証人を確保するための事業の速やかな普及を図ることが望ましい。



## (6) 医療保険

婦人相談所等が発行する証明書を持って保険者に申し出ることにより、健康保険における被扶養者又は国民健康保険組合における組合員の世帯に属する者から外れること、また、第三者行為による傷病についても、保険診療による受診が可能であること等の情報提供等を行うことが必要である。

## (7) 年金

被害者が年金事務所において手続をとることにより、国民年金原簿等に記載されている住所等が知られることのないよう、秘密の保持に配慮した取扱いが行われること等について、情報提供等を行うことが必要である。

## (8) 子どもの就学・保育等

支援センターは、被害者等の安全の確保を図りつつ、子どもの教育を受ける権利が保障されるよう、教育委員会、学校と連絡をとるとともに、被害者に対し、必要な情報提供を行うことが必要である。国においては、市町村に対し、保育所への入所については、母子家庭等の子どもについて、保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱う特別の配慮を引き続き求めるよう努める。また、支援センターにおいては、住民票の記載がなされていない場合であっても、予防接種や健診が受けられることについて、情報提供等を行うことが必要である。

## (9) その他配偶者暴力相談支援センターの取組

離婚調停手続等について各種の法律相談窓口を紹介するなど、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずることが望ましい。資力の乏しい被害者が無料法律相談等民事法律扶助制度を利用しやすくするため、日本司法支援センターに関する情報の提供を行うことが望ましい。また、住民票の記載がなされていない場合の介護給付等の扱いについて情報提供を行うことが必要である。

## 8 保護命令制度の利用等

### (1) 保護命令制度の利用

被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、申立先の裁判所や申立書等の記入方法等についての助言を行うとともに、保護命令の手続の中で、申立書や添付した証拠書類の写し等が裁判所から相手方に送付されること、緊急に保護命令を発令しなければ被害者の保護ができない場合において、暴力等の事実など保護命令の発令要件の証明が可能なときは、裁判所に対し、審尋等の期日を経ずに発令するようにその事情を申し出ることができること等について、被害者に対し説明することが必要である。

### (2) 保護命令の通知を受けた場合の対応

#### ア 警察

速やかに被害者と連絡を取り、被害者の意向を確認した上で被害者の住所又は居所を訪問するなどして、緊急時の迅速な通報等について教示することが必要である。また、加害者に対しても、保護命令の趣旨及び保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行うことが必要である。

#### イ 配偶者暴力相談支援センター

速やかに被害者と連絡を取り、安全の確保や、親族等への接近禁止命令が出された場合には、当該親族等へその旨連絡すること等、保護命令発令後の留意事項について情報提供を行うことが必要である。また、警察と連携を図って被害者の安全の確保に努めることが必要である。

## 9 関係機関の連携協力等

### (1) 連携協力の方法

被害者の支援のためには、関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、一時保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組むことが必要である。

### (2) 関係機関による協議会等

関係部局や機関の長により構成される代表者会議、被害者の支援に直接携わる者により構成される実務者会議、実際の個別の事案に対応する個別ケース検討会議等、重層的な構成にすることが望ましい。参加機関としては、都道府県又は市町村の関係機関はもとより、関係する行政機関、民間団体等について、地域の実情に応じ、参加を検討することが望ましい。

(3) 関連する地域ネットワークの活用

関連の深い分野における既存のネットワークとの連携や統合により、関連施策との連携協力を効果的かつ効率的に進めることについても、検討することが望ましい。

(4) 広域的な連携

市町村又は都道府県の枠を越えた関係機関の広域的な連携が必要になる場合も考えられることから、あらかじめ、近隣の地方公共団体と連携について検討しておくことが望ましい。

10 職務関係者による配慮・研修及び啓発

(1) 職務関係者による配慮

職務関係者は、配偶者からの暴力の特性等を十分理解した上で、被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。特に被害者と直接接する場合は、被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることのないよう配慮することが必要である。職務を行う際は、被害者等に係る情報の保護に十分配慮することが必要である。また、被害者には、外国人や障害者である者等も当然含まれていること等に十分留意しつつ、それらの被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。

(2) 職務関係者に対する研修及び啓発

研修及び啓発の実施に当たっては、配偶者からの暴力の特性や被害者の立場を十分に理解した上での対応が徹底されるよう配慮することが必要である。特に、被害者と直接接する立場の者に対する研修及び啓発においては、二次的被害の防止の観点が重要である。

11 苦情の適切かつ迅速な処理

関係機関においては、申し出られた苦情について、誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理し、必要に応じ、職務の執行の改善に反映するとともに、可能な限り処理結果について申立人に対する説明責任を果たすことが望ましい。

12 教育啓発

(1) 啓発の実施方法と留意事項

啓発の実施に際しては、関係機関が連携協力して取り組むことが効果的だと考えられる。啓発を通じて、地域住民に対して、配偶者からの暴力に関する的確な理解と協力が得られるよう努めることが必要である。

(2) 若年層への教育啓発

配偶者からの暴力の防止に資するよう、学校・家庭・地域において、人権尊重の意識を高める教育啓発や男女平等の理念に基づく教育等を促進することが必要である。

13 調査研究の推進等

(1) 調査研究の推進

国においては、加害者の更生のための指導の方法に関する調査研究について、いかに被害者の安全を高めるか等をその目的とするよう留意して、配偶者からの暴力に関する加害者に対する指導等の実施に向けた調査研究の推進に努める。また、被害者の心身の健康を回復させるための方法等について、配偶者からの暴力の被害の実態把握や被害者の自立支援に寄与するため、調査研究の推進に努める。

(2) 人材の育成等

関係機関は、被害者の支援に係る人材の育成及び資質の向上について、職務関係者に対する研修等を通じ、十分配慮することが必要である。

#### 14 民間の団体に対する援助等

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るためには、国、都道府県及び市町村と、民間団体等とが緊密に連携を図りながら、より効果的な施策の実施を図っていくことが必要である。どのような連携を行うかは、それぞれの地域の実情と民間団体等の実態等を踏まえ、それぞれの都道府県又は市町村において判断することが望ましい。

### 第3 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

#### 1 基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価

国及び地方公共団体における施策の実施状況等を把握するとともに、基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価を適宜行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

#### 2 基本計画の策定・見直しに係る指針

##### (1) 基本計画の策定

基本計画の策定に際しては、その地域における配偶者からの暴力をめぐる状況や施策の実施状況を把握することが必要である。策定に当たっては、基本方針に掲げた各項目の関係部局が連携して取り組むことが望ましい。また、被害者の支援に取り組む民間団体等広く関係者の意見を聴取することが望ましい。

##### (2) 基本計画の見直し等

基本計画については、基本方針の見直しに合わせて見直すことが必要である。なお、計画期間内であっても、新たに基本計画に盛り込むべき事項が生じるなどの場合は、必要に応じ、基本計画を見直すことが望ましい。

# 有田町男女共同参画基本計画 有田町DV被害者支援基本計画

発行年月日 平成29年3月  
発 行 佐賀県 有田町  
住 所：〒849-4192  
佐賀県西松浦郡有田町立部乙2202番地  
T E L：0955-46-2111  
F A X：0955-46-2100  
U R L：http://www.town.arita.lg.jp/  
E-mail：arita@town.aritalg.jp

